

毎月15日までの会費集金
にご協力をお願いします。
会計 山崎孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



「愛知県中小業者等応援金」の申請期限は9月5日(日)です

Q.どんな人が対象になりますか？

A.対象となるのは、次の①か②のどちらかを満たす業者です。

- ① 県の要請を受け、休業・時短営業した飲食店と直接・間接の取引がある人
- ② 外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた①か②の業者で、今年の4～6月の合計売上額が2019年か2020年の同時期と比べて30%以上50%未満減少している人

Q.交付額・申請締め切りは？

A.法人最大40万円、個人最大20万円です。申請期限は9月5日(日)です。

Q.「月次支援金」「愛知県感染防止対策協力金」とダブルで受給できますか？

A.原則として、「月次支援金」を受給した人が「愛知県中小業者等応援金」の申請をすることはできません。また、「愛知県感染防止対策協力金」とダブルで受給することもできません。「一時支援金」を受給した人は受給できません。

Q.申請に必要なものは？

A.確定申告書(2019年分・2020年分)、2021年4～6月の帳簿の写し、本人確認書類(運転免許証等)、振込先口座のわかる書類

「月次支援金」と「応援金」の両方を受けることはできません

「一時支援金」に引き続き「月次支援金」の申請が始まっていますが、「売上は減っているが半減まではならない」という人も多いと思います。

「愛知県中小業者等応援金」(以後「応援金」と略す)は、左の通り、4～6月の売上の減少が30%以上50%未満の場合に申請ができ、「月次支援金」のような事前審査は必要ありません。ただし、「月次支援金」と両方を受給することはできません。また、「愛知県感染防止対策協力金」を受給した人が、「応援金」「月次支援金」の申請をすることもできません。

「月次支援金」は8月分まで延長されています。場合によっては「応援金」より有利なケースも

「応援金」は4～6月分が対象ですが、「月次支援金」は、7月分・8月分も対象です。

7月・8月になってから売上が激減した場合、「応援金」よりも「月次支援金」を申請した方が有利になるケースもあります。

詳しくは事務所までご相談ください。

「一時支援金」「月次支援金」「応援金」「感染防止対策協力金」いずれも収入に計上します。今から納税の準備を

民商としては反対ですが、昨年の「持続化給付金」「家賃支援給付金」と同様に、これらコロナ関連の支援金・協力金は「雑収入」として収入に計上することになっていきます(雇用調整助成金も同様)。ただし、消費税は課税対象外です。

とくに飲食店の場合、2021年になってから6度にわたり協力金が交付されているので、例年よりも所得が大幅に上がることが予想され、来年の確定申告の際には所得税をはじめ市県民税・国税・事業税なども大幅に上がるようになります。今から納税の準備をしっかりとっておいて、来年の確定申告で「こんなはずでは…」ということのないようにしておきましょう。

つなごうマルシェ開催



8月1日(日)、労働会館にて婦人部主催の「いりゃあせ! いこまい! つなごうマルシェ」が開催され、春日井民商からは7名が参加しました。西支部の北原さん、北支部の渡辺婦人部長はじめ多くの出店者があり、活気溢れるマルシェでした。

インボイスをやめさせよう!

裏面に特集記事

毎年大好評のそうめんは、好評につき**完売**しました



お盆期間の事務所の業務について

『商工新聞』配送の関係で、8月12日(木)は通常業務を行います。

8月13日(金)～16日(月)休業

お盆明けの通常業務は8月17日(火)から開始します。

〈インボイスをやめさせよう！③〉

〈インボイスをやめさせよう！②〉の続き

②国による消費税の把握と課税

もう一つのねらいは、消費税そのものの動きを国が把握して、いっそうの課税強化を狙うことです。

韓国ではインボイス(韓国では税金計算書と言われています)が導入され、2011年からは法人事業者は電子税金計算書の発行が義務付けられました。電子税金計算書は国税庁のサイトを通して発行するようになっています。店舗の端末と国税庁のシステムが繋がっており、発行した電子税金計算書のデータは全て国税庁で管理することができるようになっています。小規模事業者の消費税(韓国では付加価値税)の申告書を国税庁があらかじめ作成して事業者を示す「記入済申告書」制度も始まっています。

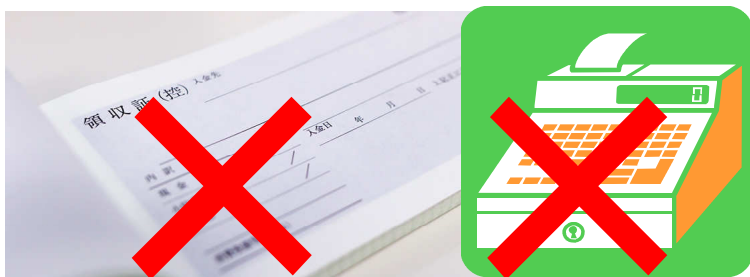
4・課税事業者は関係ない？

すでに消費税の課税事業者で「適格請求書」の発行義務のある事業者は、登録申請を行って「登録番号」を記載するようにすればいいのでしょうか。

いっそうの実務負担が増える

すでに消費税率が10%に引き上げられ、軽減8%の複数税率が導入されたことによって右図のような消費税率を10%と軽減8%に区分した「請求書」等の発行が求められています。インボイス制度の導入によって「登録番号」が追加で記載を求められます。飲食店などではレジの変更が必要になったり、建設業でも請求書作成のためのソフトウェアの更新、新規導入が求められることとなります。ただでさえ煩雑な消費税実務が増加します。また、クレジットなど利用した場合、カードの「利用明細」では、仕入税額控除ができなくなります。

また、適格請求書の発行が免除されるのは(右下図)極めて限定的で、ほぼ全ての事業者が交付義務を負うこととなります。



帳簿と区分記載請求書等の記載例

国税庁のパンフより

請求書

機〇〇御中
XX年11月2日
割り箸 550円
牛肉 ※ 5,400円
合計 43,600円
(10%対象 22,000円)
(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目 機△△

税率ごとに区分して合計した税込対価の額
税率(10%、8%)の異なることに合計した税込金額を記載する。

軽減税率の対象品目である旨
・軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
・記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

請求書
これ以外に、例えば次のような方法があります。
・同一請求書内で、商品を税率の異なることに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
・税率の異なることに請求書を分けて発行する。

帳簿
税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

総勘定元帳(仕入れ) (機〇〇)

XX年	月	日	摘要	借方	貸方
11	2		機△△ 雑貨	22,000	
11	2		機△△ 食料品 ※	21,600	

※は軽減税率対象品目

交付義務の免除

> 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
(3万円未満のものに限ります。)
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
(3万円未満のものに限ります。)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス
(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

国税庁のパンフより

簡易課税制度の縮小・廃止で税負担・実務負担が増える

簡易課税は、売上にかかる消費税に業種ごとに定められた「みなし仕入率」をかけ「仕入控除税額」を計算し消費税額を確定する方法で、課税売上が5,000万円以下の事業者が選択できる制度です。

「簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません」(国税庁パンフより)。……つまり、取引先から「適格請求書」をもらわなくても、仕入税額控除ができ、消費税申告ができるとされています。

簡易課税は、消費税の納税事業者の約4割、120万人が選択しています。インボイス方式で適格請求書のやり取りしても、120万事業者には適用されないのです。だから、簡易課税制度はインボイス制度の障害になるとの理由で、フランスのように廃止するか、存続させても、ドイツのように適用範囲を大幅に縮小する(ドイツでは約700万以下の事業者しか選択できない)方向で検討されています。

簡易課税がなくなれば、消費税申告にともなう記帳や資料の保存など大きな実務負担が増えてしまいます。

〈インボイスをやめさせよう！④〉に続く